

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警務課)

ページ

号外(四) 平成十九年十月一日

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月一日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

岐阜県公安委員会規則第十二号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則(昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一号中「留置場」を「留置施設」に改める。

第十四条第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第二十九条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 危機管理に関すること。

第三十二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第三十七条の四第一項中「総務室」を「警備部」に改め、第二章第四節中同条の次に次の一条を加える。

(国際テロリズム対策官)

第三十七条の五 警備部に国際テロリズム対策官を置き、警備部参事官をもつて充てる。

2 国際テロリズム対策官は、命を受け、国際テロリズム対策業務を処理し、部下職員を指揮監督する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

平成十九年十月一日

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))